

◇この保険は川崎市幼稚園父母の会連合会が保険契約者となる団体契約です。
 ◇お申込人となれる方は川崎市幼稚園父母の会連合会の会員に限ります。
 ◇団体契約ですので保険料が割引されています。(団体割引25%、損害率による割引20%)
 ◇この制度で被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、お申込人のお子さまです。(加入申込票に氏名が記載されている方)

川崎市幼稚園父母の会連合会

園児24時間保険

学生・こども総合保険(天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット)

- 幼稚園や家庭でのケガを24時間365日補償
- 賠償事故は家族全員*1を補償
- 熱中症による身体の障害を補償
- 細菌性やウイルス性の食中毒を補償
- 扶養者*2に万一のことがあったときに育英費用を補償

☆ 本パンフレットには〈別冊〉重要事項のご説明があります。あわせてお読みください。

園児のケガの補償 ★病気を原因とするものは除きます。(盲腸、中耳炎など)

幼稚園内だけではなく、ご家庭、スポーツ、レジャー、旅行での園児のケガを補償

■ 例えばこんなとき

- 遊具でケガをした。
- 熱中症で病院に搬送された。
- 車にはねられてケガをした。
- ノロウイルスに感染して入院した。
(食物摂取である場合に限りです。)
- 地震で倒れた壁の下敷きになりケガをした。



賠償事故の補償 (最高2億円まで補償)

園児やその家族*1の方が、偶然な事故で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

■ 例えばこんなとき

- こどもが乗っていた自転車が倒れて、他人の車に傷をつけてしまった。
- 他人から借りたゲーム機を過って落とし壊してしまった。
- こどもが振り回していた棒が他の子に当たりケガをさせてしまった。



*1. 賠償責任条項の対象(被保険者)には、お子さまご本人のほか次の方々が含まれます。
 ●親権者およびその他の法定の監督義務者
 ●本人・親権者と同居の本人の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)

示談交渉サービス付(国内のみ。受託物の賠償事故を除く。)

相手方との示談も保険会社にお任せください

扶養者の方に万一のことがあった場合の補償

扶養者*2の方が、ケガにより死亡されたり、重度の後遺障害になられた場合に育英費用保険金をお支払いします。

■ 例えばこんなとき

- 扶養者が仕事中にケガをして両眼を失明した。
- 扶養者が交通事故で亡くなった。



*2. 被保険者の親権者で、被保険者と同居かつ被保険者の属する世帯の生計を維持している方

保険料と補償内容

保険料 **6,000円** (1年間/一時払) **1か月あたり500円***

*保険期間(補償期間)の総支払保険料6,000円を1か月に換算したものです。

- 入院保険金日額 3,000円 (1日目から)
- 通院保険金日額 1,500円 (入院を伴わない通院も対象)
- 手術保険金(入院中の手術) 3万円
- 手術保険金(入院中以外の手術) 1.5万円
- 死亡・後遺障害保険金額 6万円
- 育英費用保険金額 50万円
- 賠償責任保険金額 2億円 (ご家族全員*1を補償) (国内のみ示談交渉サービス付)

※上記は職種別A(園児等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 ※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

助成制度で治療費の負担がない場合でも

こどもが入院すると公的医療保険や市町村の助成制度では負担されない入院時の差額ベット代や食事代などの自己負担金があります。また、家族の交通費、お見舞いに来てくれた方に出すお菓子や飲み物や退院後のお見舞い返しなどの費用も自己負担金です。市町村での助成制度等で**治療費の自己負担がない場合**でも園児24時間保険の入院保険金、通院保険金、手術保険金はお支払いされます。



保険期間

2020年5月1日午前0時*より
 2021年5月1日午後4時まで1年間

*この保険契約は、保険開始時刻が午前0時のため、同日付で午後4時を保険終期とする他の学生・こども総合保険契約等にご加入されている場合、保険期間が16時間重複します。この16時間内に「保険金をお支払いする場合」に該当する事故等が発生した場合、双方の保険契約から保険金が支払われることがありますのでご注意ください。

加入手続

同封の加入申込票に必要事項をご記入のうえ、保険料6,000円を封入して、幼稚園までお届けください。

保険に関するお問い合わせ

【代理店・扱者】
 株式会社保険企画 川崎市中原区北谷町47
0120-044-211 (無料)へ
 9:00~17:00(土日・祝日除く)

【引受保険会社】
 三井住友海上火災保険株式会社
 横浜支店川崎支社
 TEL.044-511-2118



生活サポートサービス (ご相談無料)

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。学生・こども総合保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。*詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 健康・医療 ■ 健康・医療相談 ■ 医療機関総合情報提供 等
- 暮らしの相談 ■ 暮らしのトラブル相談 ■ 暮らしの税務相談
- 介護 ■ 介護に関する情報提供 ■ 介護に関する悩み相談 等
- 情報提供・紹介サービス ■ 子育て相談(12才以下) ■ 暮らしの情報提供 等

三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

*サービス受付のご利用時間・電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

万一の事故のときのお手続について

万一、事故が起こった場合は代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
 「三井住友海上事故受付センター」
 事故はいち早く
0120-258-189
 (無料)へ



ご加入の前にお読みください

学生・子ども総合保険のお支払内容

ご加入の内容は、子ども総合保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※印を付した用語については、〈別冊2〉重要事項のご説明2ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時の※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[*]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がわからないときでも、顎(けい)部候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[*] ●入浴中の溺水[*](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がわからないときでも、誤嚥(えん)[*]によって発生した肺炎 ●別冊の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具[*]を用いて競技等[*]をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p>
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [*] が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府防災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [*] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [*] の診断に基づき後遺障害 [*] の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、入院 [*] された場合	入院保険金日額 × 入院 [*] した日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
手術保険金	保険期間中の事故によるケガ [*] の治療 [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術 [*] を受けられた場合	① 入院 [*] 中に受けた手術 [*] の場合 入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額 × 5 (注) 1事故に基づくケガ [*] について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
通院保険金	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、通院 [*] された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位 [*] を固定するために医師 [*] の指示によりギプス等 [*] を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	通院保険金日額 × 通院 [*] した日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任保険金	次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物 ^(*)1) を壊したりしたこと。 ② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 ^(*)2) を運行不能 ^(*)3) にさせたこと。 ③ 補償対象受託物 ^(*)4) の損壊、紛失または盗難 ^(*)5) (住宅 ^(*)6) 内保管中または一時的に住宅 ^(*)6) 外で管理している間に限ります。) ア、住宅 ^(*)7) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*) 1) 情報機器等に記録された情報を含みます。 (*) 2) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (*) 3) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*) 4) 「補償対象受託物」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財物をいいます。ただし、別冊の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*) 5) 上記③に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物 ^(*)4) につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (*) 6) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (*) 7) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、ア、からオ、までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者 [*] および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。 ア、本人、イ、親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ、配偶者、エ、本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ、本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 [*] (0円) (注1) 1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①および②の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」の③による損害賠償責任には適用しません。) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による補償対象受託物の損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による補償対象受託物の損害 ●補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するもの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害 ●引き渡し後に発見された補償対象受託物の損壊による損害賠償責任 ●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用保険金	扶養者 [*] が、保険期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害 [*] の状態になられた場合	育英費用保険金額の全額 (注1) 育英費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、育英費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、扶養者[*]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[*]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●入浴中の溺水[*](ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がわからないときでも、誤嚥(えん)[*]によって発生した肺炎 <p style="text-align: right;">など</p>

【ご注意】

- 天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ^{*}の場合も、傷害保険金および育英費用保険金をお支払いします。
- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約がセットされているため、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガ^{*}に含め、保険金をお支払いします。
- 熱中症危険補償特約がセットされているため、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱^{*}、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

